

こ 成 安 第 142 号
5 教 参 学 第 30 号
令 和 5 年 12 月 14 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村(特別区を含む。以下同じ。)、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令123号)が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ(別

紙参照)、「学校事故対応に関する指針」(平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号) 及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和 5 年 4 月 1 日付け、こ成安第 2 号・4 教参学第 21 号、以下「旧通知」という。)に基づき運用してきた。

今般、報告の対象となる重大事故の範囲における意識不明の取扱いについて見直しを行い、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 1 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童クラブ」という。)については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)、学校事故対応に関する指針(平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号)及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。)及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業

- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

報告様式について、旧様式（別紙 1～4）を改め、新様式に統一したので、運用開始日（令和 6 年 1 月 1 日）以降は、新様式により報告すること。

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、

市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

○ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

・TEL : 03-6858-0133

・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ 放課後児童クラブ

○ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

・TEL : 03-6861-0303

・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

・TEL : 03-6861-0224

・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ ファミリー・サポート・センター事業

○ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係

・TEL : 03-6861-0519

・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ その他、事故の報告等の制度全般

○ こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係

・TEL : 03-6858-0183

・MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

○ 消費者庁消費者安全課

・TEL : 03-3507-9201

・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を經由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL：03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL：03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL：03-6861-0303
- **子育て短期支援事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL：03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL：03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL：03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL：03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL：03-6858-0133

事務連絡

令和5年12月14日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリーサポートセンター事業)担当課
各都道府県教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「教育・保育施設等における事故の報告等について」
における意識不明事故の取扱いについて

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合については、「特定教育・
保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日付け、こ成安第
2号・4教参学第21号)に基づき、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと
としてきました。

しかし、「報告の対象となる重大事故の範囲」における意識不明について、そ
の定義が必ずしも明確にされていなかったため、報告の要否や、報告される場合
でもその内容に大きなばらつきがありました。

そこで、意識不明事故については、令和4年度に実施した「教育・保育施設等
で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究」等の結果を踏
まえて、下記のとおり取り扱うこととし、令和6年1月1日以降の報告分から適
用しますので、別紙参照の上、今後の報告に誤りがないよう留意するとともに、

所管する施設・事業所に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、意識不明事故の取扱いを整理することに伴い、本件に関連する「教育・保育施設等における事故の報告等について」及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知文2通についても、本日付けで再発出したことから、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 運用開始日

令和6年1月1日

(同日以降の国への報告分を対象とする。)

2. 報告の対象となる重大事故の範囲

(1) 変更前

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

(2) 変更後

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

3. 意識不明事故の定義

「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日付け、こ成安第142号・5教参学第30号）における意識不明事故とは、事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U：どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。

※ AVPU スケール（小児の意識レベル評価）

A : Alert	意識がはっきりしている
V : Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている
P : Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない
U : Unresponsive	<u>どんな刺激にも反応しない</u>

(痛み刺激を行う際の例)

肩をたたく。踵をたたく。

胸骨の真ん中を、手をグーにして指の関節で押す。

爪の生え際（半月があるあたり）を2本の指で挟む。など

※ 2つの手技を組み合わせて判断するとよい。

4. 意識不明に関する報告要否の判断基準

意識不明を伴う事案が発生した場合の国への報告の要否については、意識不明となった原因を判断基準とし、以下のとおりとする。

(1) 「事故」が原因である場合

国への報告を必要とする。

※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等

(2) 明らかに「病気」が原因である場合

国への報告は不要とする。

ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。

※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん（熱性・無熱性・憤怒）等

(3) 原因が「不明」な場合

国への報告を必要とする。

報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。

5. その他参考事項

(1) 国が公表する事故報告集計との関係

国においては、例年、教育・保育施設等で発生した重大事故を集計し、事故報告集計として公表しているが、4. (2) 記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合で国に報告されたもの及び4. (3) 記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告がなされたものの、原因が「病気」であることが判明して国に追加報告されたものについては、事故報告集計に計上しない。

(2) 事後的な検証との関係

地方自治体においては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和5年12月14日付け、こ成安第143号・5教参学第31号）に基づき、重大事故の再発防止のための事後的な検証を行うものであるが、今後、意識不明事故として報告したものについては、

事後的な検証を実施すること。

ただし、4.(2)記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しないとして報告したもの及び4.

(3)記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告したものの、原因が「病気」として国へ追加報告したものは除く。

【参考資料】

- 教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>

【問合せ先】

- 意識不明事故の取扱いに関する事
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- 特定地域型保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- 幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する事
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- 延長保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- 放課後児童クラブに関する事
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- 子育て短期支援事業に関する事
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- 一時預かり事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- 病児保育事業に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- ファミリー・サポート・センター事業に関する事
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- 認可外保育施設（全類型）に関する事
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

意識不明事故の取扱い等に関する変更点について

変更内容	変更後(令和6年1月1日以降)	変更前(令和5年12月31日以前)								
1. 国への報告対象となる重大事故の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事故 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡事故 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器をつける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。) 								
2. 意識不明事故の定義	<p>事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U:どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。</p> <p>※ AVPUスケール(小児の意識レベル評価)</p> <table border="1" data-bbox="357 501 1056 608"> <tr> <td>A: Alert</td> <td>意識がはっきりしている</td> </tr> <tr> <td>V: Voice</td> <td>声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている</td> </tr> <tr> <td>P: Pain</td> <td>痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない</td> </tr> <tr> <td>U: Unresponsive</td> <td>どんな刺激にも反応しない</td> </tr> </table>	A: Alert	意識がはっきりしている	V: Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている	P: Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない	U: Unresponsive	どんな刺激にも反応しない	定義なし
A: Alert	意識がはっきりしている									
V: Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている									
P: Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない									
U: Unresponsive	どんな刺激にも反応しない									
3. 意識不明に関する国への報告要否の判断基準	<p>国への報告の要否は、意識不明となった原因を判断基準とする。</p> <p>(1)「事故」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「必要」)</p> <p>※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等</p> <p>(2)明らかに「病気」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「不要」)</p> <p>※ ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。</p> <p>※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等</p> <p>(3)原因が「不明」な場合(国への報告 ⇒ 「必要」)</p> <p>※ 報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。</p>	意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。								
4. 報告様式	新様式により報告	旧様式(別紙1~4)により報告								
5. 地方自治体による再発防止のための事後的検証の対象となる事故の範囲	<p>(1)死亡事故</p> <p>※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。</p> <p>(2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)</p> <p>※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。</p> <p>(3)死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故</p> <p>※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。</p>	<p>(1)死亡事故</p> <p>※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。</p> <p>(2)死亡事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等)</p> <p>※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。</p>								